

技術士制度における総合技術監理部門の技術体系（第 2 版）の訂正について

社団法人 日本技術士会 事務局

標記について更新いたします。（下線部が訂正箇所）

該当箇所	訂正前	訂正後
P45 22 行	SCM	<u>SCM</u> （下線を追加）
P86 14 行	分類 <u>や</u> 、	分類 <u>毎</u> に、
P93 23 行	<u>工業所有権</u>	<u>産業財産権</u>
P100 9 行	<u>工業所有権</u>	<u>産業財産権</u>
P100 16 行	<u>工業所有権</u>	<u>産業財産権</u>
P100 17 行	<u>工業所有権</u>	<u>産業財産権</u>
P106 12 行	守るべきもの	守るべきもの <u>の</u>
P119 5 行	金利を	<u>預金</u> 金利を
P186 16 行	含まれて <u>の</u>	含まれて <u>いる</u>
P192 35 行	分析手法 <u>の</u> である。	分析手法である。
P195 26 行	意志決定	意思決定
P202 9 行	帰属 <u>が</u>	帰属 <u>の分析は</u>

P100、表4 - 3 「知的財産権の概要」のうち

該当箇所	訂正前	訂正後
	<u>工業所有権</u>	<u>産業財産権</u>
特許権 (特許法)の行	出願から 20 年	出願から 20 年 (一部 25 年に延長)
実用新案権 (実用新案法) の行	出願から 6 年	出願から 10 年
意匠権 (意匠法、不正 競争防止法)の 行	意匠権(意匠法、 <u>不正競争防止法</u>)	意匠権(意匠法)
意匠権 (意匠法、不正 競争防止法)の 行	登録から 15 年	登録から 20 年
商標権 (商標法、不正 競争防止法)の 行	商標権(商標法、 <u>不正競争防止法</u>)	商標権(商標法)
商標権 (商標法、不正 競争防止法)の 行	登録から 10 年	登録から 10 年 (更新あり)
著作権 (著作権法)の 行	著作者の死亡から 50 年 (出願は原則不要)	<u>創作時から死後 50 年</u> <u>(法人は公表後 50 年、映画は公表</u> <u>後 70 年)</u>

本書は法令の改正等には基本的に対応しておりません（ただし、用語の変更等に対応する場合があります）。全般としては平成16年1月時点での情報としてご理解頂き、正しい情報は各省庁のサイト等から入手してください。

以上